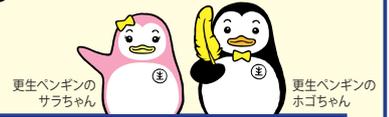




人はみな、  
生かされて  
生きてゆく。

# 支援の絆

令和5年  
3月 Vol.13



認定特定非営利活動法人千葉県就労支援事業者機構 〒260-0021 千葉市中央区新宿1-5-8 電話 043-243-0086 FAX 043-306-3055

## 受刑者の新たな社会復帰支援について



千葉刑務所長 中田 昌伸

認定特定非営利活動法人千葉県就労支援事業者機構の会員、協力雇用主の皆様におかれましては、受刑者の円滑な社会復帰、改善更生について、平素から多大なる御支援、御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、国の重要な施策である再犯防止の取組として、法務大臣から委嘱を受けた再犯防止推進計画等検討会において、令和5年4月からの第2次再犯防止推進計画の策定に向けて、現行の再犯防止推進計画の下での成果や課題等を踏まえた新たな施策が盛り込まれる予定です。

また、昨年6月には、刑法等の一部を改正する法律が成立、公布され、罪を犯した者の施設内・社会内処遇のより一層の充実として、拘禁刑が創設されるなど、明治40年の現行刑法制定以来115年ぶりの刑の種類の変更がなされました。拘禁刑の創設により、懲役刑と禁錮刑を一本化し、その内容として、「改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。」とされております。これにより、すべての受刑者に対して、作業と指導を組み合わせた処遇が提供されることにより、「個々の受刑者の特性に応じた柔軟な個別処遇」が展開することがより可能となりました。

このほかにも、受刑者に対する社会復帰支援の明確化、被害者等の心情等の聴取・伝達制度の導入など、矯正行政に大きな影響をもたらす内容もあり、処遇・教育の充実強化が求められております。

これまで、就労支援や福祉的支援を中心に実施してきた受刑者に対する社会復帰支援については、施行後は、刑事施設の長の責務として、受刑者の支援のニーズを的確に把握し、その者に適切な支援を実施するために、より一層の組織的かつ柔軟な対応が求められることとなりますし、また、被害者等の心情等の聴取・伝達制度につ

いては、被害者や御遺族の方々の心情等に十分配慮するとともに、受刑者等の改善更生に資する制度とする必要があることを踏まえ、受刑者の出所後の社会生活を見据えた施設内処遇をどのように展開していくのかを検討しております。

いずれにしましても、これらの新たな動向は、全て「再犯防止」に向けたもので、刑務所を出所した者が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の受刑者がハード面でもソフト面においても、どのようなニーズを欲しているかをその主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた施設内・社会内における「息の長い支援」を実現すること、「就労」や「住居」の確保のための支援をより一層強化すること、加えて、刑務所出所者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること、国と地方公共団体との役割分担を踏まえて地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者の連携を更に強固にすることなど、従前にも増して、これらのことが基本的な方向性として挙げてられます。

当所ではこれからも民間団体、関係機関、自治体の皆様の一層の御理解と御協力を得ながら、これらの施策に取り組み、安心で安全な地域社会づくりを実現すべく、再犯防止に向けて邁進する所存でございますので、引き続き皆様の御援助賜りますようお願い申し上げます。

受刑者について、満期出所後、ソーシャルワーカーに引き継いだ事例がありますが、現在も同ソーシャルワーカーの下で、指導を受けながら社会で生活しており、地域の関係機関等とのさらなる連携の強化が「息の長い支援」につながると考えられます。

## 特集 協力雇用主研修会を開催しました

この数年、コロナ禍の影響で中止となっていた協力雇用主向け研修会（主催：千葉保護観察所、千葉県更生保護就労支援事業所）を4年ぶりに開催しました。

### 協力雇用主研修会

全協力雇用主を対象とした「協力雇用主研修会」は参加者の利便性を考慮し、今年は千葉と市川の2会場で開催しました。

#### ◆ 研修会プログラム

##### 令和4年度協力雇用主研修会

- 千葉会場 令和4年 11月8日 千葉市生涯学習センター 参加者 56社 (58名)
- 市川会場 令和4年 12月1日 市川市文化会館 参加者 43社 (48名)
  - 講演 「千葉県中核地域生活支援センターの役割と活動内容」
    - 千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会
  - 雇用事例発表
    - 協力雇用主
  - 地区協力雇用主会について
    - 旭地区協力雇用主会 (千葉会場)
    - 柏地区更生保護協力雇用主会 (市川会場)
  - 協力雇用主に対する支援制度について
    - 千葉保護観察所
  - 就労支援活動状況について
    - 千葉県更生保護就労支援事業所

#### ◆ 講演について

千葉県中核地域支援センター（以下「中核センター」）は、「千葉県再犯防止推進計画」において重要な役割を担われています。「千葉県地域福祉支援計画」に基づく他県にはない千葉県独自の事業で、県内全ての地域住民を対象とした「地域生活支援の民間の拠点」として位置付けられています。日頃より刑余者の支援も対応されていることから、今回ご講演をお願いいたしました。



千葉会場 (千葉市生涯学習センター)

ご講演では、中核センターは県内保健所圏域ごとに13ヶ所設置され（千葉市・船橋市・柏市は同様の別組織）、原則24時間365日、障害者、老人、子供はもとより、刑余者の支援も積極的に行っていること、刑余者の支援は県や刑務所、弁護士等からの紹介によるもので、矯正施設に出向くこともあるなどのお話がありました。その際の心構えは「断らない。まずは動く。地域の関係者との関係性を重視する。迷った時は弱い人の立場に立つ。結論をいそがない。正解を求めない。地域をつくることを考える」とのことでした。

休憩時間には、数多くの方が名刺交換をされる様子も見られましたし、後日、同センターに相談をしたいとの連絡が当機構に入るなど、とても好評でした。

刑余者は金銭面、健康面、生活環境に多くの問題を抱えています。雇用したとはいえ、雇用主がこうした社員の問題を独力で問題を解決することは困難を極めます。是非、お近くの中核センターにご相談されてはいかがでしょうか。



## 新規登録協力雇用主研修会

新規に協力雇用主に登録された事業者向けの「新規登録協力雇用主研修会」はコロナ対策のため参加人数を 10 社に限定うえ、令和 4 年 11 月 24 日に千葉刑務所の視察、及び意見交換を行いました。当日はコロナ対策のため、職業訓練風景を実際に拝見することはできませんでしたが、訓練について説明を受け、刑務所内の視察が行われました。

2 時間ほどの限られた時間でしたが、刑務所内で身につけた技能が出所後の就労に役立つこともありますので、協力雇用主の皆様にとって、とても有意義なご経験だったのではないのでしょうか。



## 柏地区更生保護協力雇用主会 発足 10 周年記念交流会が開催されました

令和 5 年 2 月 16 日、柏地区更生保護協力雇用主会発足 10 周年記念合同交流会が開催されました。本来は令和 3 年に開催予定でしたが、コロナ禍の影響でこれまで延期となっていました。交流会は、柏地区保護司会、東葛地区更生保護女性会、BBS 会との合同開催で、柏、我孫子、流山の三市長を来賓としてお招きし、千葉保護観察所統括保護観察官や多くの保護司、更生保護女性会会員の出席されました。

柏地区更生保護協力雇用主会では、研修会や交流会などの行事は柏地区保護司会、東葛飾地区更生保護女性会や B B S 会と合同で開催することで、関連団体間の連携を図っていたり、会費制を導入したり、10 周年記念バッジを制作したりと独自の活動を展開しています。

千葉保護観察所・当機構主催の「協力雇用主研修会」でも横尾好永会長にご講演をいただきましたが、事前インタビューでお聞きしたことを含め、その運営についてご紹介いたします。

- 柏地区（柏市、流山市、我孫子市）の協力雇用主は 75 ほどあるが、協力雇用主に登録した理由は「更生保護に協力したい」とか「人手不足を補いたい」とか様々。こうした組織を強化したいと考えて平成 28 年に会費制（年 5,000 円）を導入した。
- 現在の会員数は 31。会費制導入で退会した企業もあったが、会費を払ってでも参加している企業は本当に更生保護に協力したいという企業であり、組織の強化につながったと考えている。
- 会員は保護司会・協力雇用主の推薦をいただいて、毎年数社ずつ声かけをして増やしている。
- 協力雇用主会に入っても研修会に参加するだけでは、会員にはメリットがない。また、刑余者が減ってきている中で、人手不足の企業でもなかなか採用できない現実もある。協力雇用主会会員であることを周知しようにも、個人情報保護の観点から会員名簿を作って配布するわけにもいかない。そこで、保護司会の会報に枠をもらって協力雇用主会会員企業紹介を載せてもらうことにした。



ご挨拶される横尾好永会長

### 柏地区更生保護協力雇用主会

発足 平成 22 年 6 月 会員数 31 事業所  
本年度の行事

令和 4 年 6 月 23 日 総会

令和 4 年 10 月 13 日 研修会

令和 5 年 2 月 16 日 発足 10 周年記念合同  
交流会

### 事務局より

当機構は、昨年度より地域のネットワークづくりのため地区協力雇用主会の組織化・再活性化の支援を実施しておりますが、柏地区更生保護協力雇用主会はその目指すべきあり方のお手本と考えております。行政や関連機関とも連携して活動しておられ、お忙しい中での更生保護に向けての熱心な活動には敬意を表すばかりです。その益々のご発展を祈念いたします。



## 感謝状をいただきました

令和4年10月27日、千葉市中央区の千葉県教育会館大ホールにて開催された「暴力団追放県民のつどい」において、当機構は、千葉県警察本部ならびに公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議より「感謝状」を頂きました。



## 新規会員のご紹介



令和4年10月以降の新規会員をご紹介します。(順不同、敬称略)

<b>二種会員</b> (一般の事業者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平野コンクリート株式会社</li> <li>・株式会社シンクラバー</li> <li>・株式会社ケースネットワーク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桐井電設工業株式会社</li> <li>・有限会社アース・ワーク</li> </ul>
<b>賛助会員</b> (事業の推進に協力する会員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社シスコムネット</li> <li>・一般社団法人 Links Plus</li> <li>・京葉産業株式会社</li> <li>・エスケイグループ株式会社</li> <li>・株式会社ナガタ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社白井製作所</li> <li>・アイランド株式会社</li> <li>・株式会社伊豆山造船所</li> <li>・三友工業株式会社</li> <li>・ケントップビーディング有限会社</li> </ul>

令和4年1月31日現在の会員数は次の通りです。

一種会員	6	二種会員	184	三種会員	18
四種会員	36	賛助会員	120	合計	364

## 入会のご案内

当機構は主に会員の皆様の貴重な年会費により運営されております。就労を希望する対象者に対する就労支援、雇主の皆様への研修活動や助成金の交付を積極的に進めていくためには、その前提となる財務基盤の強化が重要です。引き続き、犯罪や非行をした人の就労による立ち直りを支援することを通じて千葉県の治安の改善を目指す、私どもの事業を支えてくださる企業、団体及び個人の皆様にご入会いただけますよう会員募集を継続しておりますのでご協力をお願いいたします。

**年会費** 正会員(二種会員) 1万円以上 賛助会員 2千円以上

入会申込書は、当機構のホームページにございます。ダウンロードしてお使いください。

<https://www.chibakenkikou/jp/joinus/>